

くにたち 市議会

No.459

令和7年12月

令和8年1月

令和8年2月

国立市議会事務局

目 次

市議会日誌（12月・1月・2月）	2
議会の動き	4
会派代表者会議	4
議会運営委員会	5
令和7年国立市議会第4回定例会の付議事件と審議結果	6
令和8年国立市議会第1回臨時会の付議事件と審議結果	10
広報委員会	11
広聴委員会	11
総務文教委員会行政視察報告	12
自由民主党会派視察報告	22
議長会の動き	27
東京都市議会議長会2月定例総会	27
協議会の動き	28
東京都三多摩地区消防運営協議会・第二部会	28
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第3委員会	28
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第1委員会	28
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第2委員会	29
資 料	30
令和7年11月分例月出納検査等結果報告書	30
令和7年12月分例月出納検査等結果報告書	34
令和8年1月分例月出納検査結果報告書	37
令和7年度第3回定期監査報告書	39
12月・1月・2月新着図書・資料の紹介	43

市 議 会 日 誌

12 月

1 日(月)	午前	10:00	令和 7 年国立市議会第 4 回定例会本会議 (初日)
3 日(水)	午前	10:00	令和 7 年国立市議会第 4 回定例会本会議 (2 日目)
4 日(木)	午前	10:00	令和 7 年国立市議会第 4 回定例会本会議 (3 日目)
5 日(金)	午前	10:00	令和 7 年国立市議会第 4 回定例会本会議 (4 日目)
8 日(月)	午前	10:00	令和 7 年国立市議会第 4 回定例会本会議 (5 日目)
	午後	3:46	会派代表者会議
10 日(水)	午前	10:00	総務文教委員会
11 日(木)	午前	10:00	建設環境委員会
12 日(金)	午前	10:00	福祉保険委員会
17 日(水)	午前	10:00	議会運営委員会
19 日(金)	午前	10:00	令和 7 年国立市議会第 4 回定例会本会議 (最終日)
	午後	4:15	広聴委員会
22 日(月)	午後	1:30	広報委員会

1 月

15 日(木)	午後	3:00	広報委員会
16 日(金)	午前	11:14	会派代表者会議
21 日(水)	午後	2:30	東京都三多摩地区消防運営協議会第二部会が東京自治会館で開催され、遠藤議長が出席
23 日(金)	午前	10:30	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第 3 委員会が東京自治会館で開かれ、大谷議員が出席
26 日(月)	午前	10:00	議会運営委員会
27 日(火) ~	28 日(水)		総務文教委員会が山梨県富士吉田市及び山梨県都留市を行政視察
28 日(水)	午前	10:00	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第 1 委員会が東京自治会館で開かれ、関野次長が出席
29 日(木)	午後	1:30	栃木県地方議会女性議員連盟が行政視察に来庁
	午後	1:40	東京都後期高齢者医療広域連合議会令和 8 年第 1 回定例会が東京区政会館で開かれ、石井(伸)議員が出席
30 日(金)	午前	10:30	三多摩上下水及び道路建設促進協議会第 2 委員会が東京自治会館で開かれ、矢部議員が出席
	午後	2:00	多摩川衛生組合構成市代表者会議及び議会運営委員会が多摩川衛生組合で開かれ、青木(健)議員が出席

市 議 会 日 誌

2 月

2 日 (月)	午前	10:00	立川・昭島・国立聖苑組合議会が立川市役所で開かれ、石井(伸)議員、住友議員が出席
	午前	10:00	静岡県三島市議会議員が行政視察に来庁
	午後	1:00	議会運営委員会
5 日 (木)	午前	10:00	令和8年国立市議会第1回臨時会
6 日 (金)	午後	2:00	第64回東京都市議会議員研修会が府中の森芸術劇場で開かれ、遠藤議長ほか議員14名が参加
10 日 (火)	午後	2:00	多摩川衛生組合全員協議会及び定例会が多摩川衛生組合で開かれ、青木(健)議員、大谷議員、関口議員、青木(淳)議員が出席
13 日 (金)	午後	3:00	東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開かれ、遠藤議長が出席
16 日 (月) ~ 17 日 (火)			会派自由民主党が愛知県知多市及び愛知県北名古屋市を会派視察
18 日 (水)	午前	10:00	議会運営委員会
19 日 (木)	午後	1:30	東京たま広域資源循環組合議会定例会が東京自治会館で開かれ、山口議員が出席
24 日 (火)	午前	10:00	令和8年国立市議会第1回定例会本会議(初 日)
	午後	1:42	会派代表者会議
26 日 (木)	午前	10:00	令和8年国立市議会第1回定例会本会議(2日目)
	午後	2:20	議会運営委員会
27 日 (金)	午前	10:00	令和8年国立市議会第1回定例会本会議(3日目)

議 会 の 動 き

会 派 代 表 者 会 議

1. 日 時 12月8日(月) 午後3時46分
2. 場 所 議会応接室
3. 議 題 (1) 予算特別委員会について
 (2) 全員協議会について
 (3) 軽装勤務通年化について

-
1. 日 時 1月16日(金) 午前11時14分
2. 場 所 議会応接室
3. 議 題 (1) 臨時会について
 (2) 令和7年度予算(議会費)の補正について
 (3) 全員協議会のインターネット中継について

-
1. 日 時 2月24日(火) 午後1時42分
2. 場 所 議会応接室
3. 議 題 (1) 全員協議会のインターネット中継について
 (2) 議員の期末手当について

議会運営委員会

1. 日 時 12月17日(水) 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 最終本会議の議事運営について
(2) 議長の諮問事項について
(3) 懸案事項について
-

1. 日 時 1月26日(月) 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 議長の諮問事項について
(2) 懸案事項について
(3) 議会基本条例の点検について
-

1. 日 時 2月2日(月) 午後1時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 第1回臨時会の議事運営について
(2) 議長の諮問事項について
(3) 懸案事項について
(4) 議会基本条例の点検について
-

1. 日 時 2月18日(水) 午前10時00分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 第1回定例会の議事運営について
(2) 議長の諮問事項について
(3) 懸案事項について
(4) 議会基本条例の点検について
-

1. 日 時 2月26日(木) 午後2時20分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 全員協議会のインターネット中継について
(2) 議長の諮問事項について
(3) 懸案事項について
(4) 議会基本条例の点検について

令和7年第4回定例会の付議事件と審議結果

令和7年第4回定例会は12月1日(月)から12月19日(金)までの会期19日間で開かれ、その審議結果は次のとおりです。

議案 番号	件 名	委 員 会			本会議	
			審査月日	審査結果	議決月日	議決結果
67	市道路線の廃止について	建環	12月11日	原案可決	12月19日	原案可決
68	市道路線の認定について	〃	〃	〃	〃	〃
69	国立第二小学校改築工事(建築工事) 請負変更契約の締結について	総文	12月10日	〃	〃	〃
70	国立市乳児等通園支援事業の設備及び 運営の基準に関する条例案	福保	12月12日	〃	〃	〃
71	国立市印鑑条例の一部を改正する条例 案	総文	12月10日	〃	〃	〃
72	国立市手数料徴収条例の一部を改正す る条例案	〃	〃	〃	〃	〃
73	国立市放課後児童健全育成事業の設備 及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例案	福保	12月12日	〃	〃	〃
74	国立市特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業の運営の基準に関する条 例の一部を改正する条例案	〃	〃	〃	〃	〃
75	国立市家庭的保育事業等の設備及び運 営の基準に関する条例の一部を改正す る条例案	〃	〃	〃	〃	〃
76	令和7年度国立市一般会計補正予算 (第5号)案	総文	12月10日	〃	〃	〃
		建環	12月11日	〃		
		福保	12月12日	〃		

77	令和7年度国立市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案	福保	12月12日	原案可決	12月19日	原案可決
78	令和7年度国立市介護保険特別会計補正予算（第2号）案	〃	〃	〃	〃	〃
79	令和7年度国立市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案	〃	〃	〃	〃	〃
80	令和7年度国立市下水道事業会計補正予算（第1号）案	建環	12月11日	〃	〃	〃
81	国立市障害者センターの指定管理者の指定について	福保	12月12日	〃	〃	〃
82	くにたち心身障害者通所訓練施設あすなろの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃	〃
83	くにたち北高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃	〃
84	くにたち福祉会館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	〃	〃
85	令和7年度国立市一般会計補正予算（第6号）案	総文	12月10日	〃	〃	〃
86	令和7年度国立市一般会計補正予算（第7号）案	—	—	—	〃	〃
認1	令和6年度国立市一般会計歳入歳出決算（継続審査分）	決特	10月6日	認定	12月1日	認定
認2	令和6年度国立市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（継続審査分）	〃	10月7日	〃	〃	〃
認3	令和6年度国立市介護保険特別会計歳入歳出決算（継続審査分）	〃	〃	〃	〃	〃
認4	令和6年度国立市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（継続審査分）	〃	〃	〃	〃	〃

認 5	令和6年度国立市下水道事業会計決算 (継続審査分)	決特	10月7日	認 定	12月1日	認 定
6 5	令和6年度国立市下水道事業利益剰余 金の処分について(継続審査分)	〃	〃	原案可決	〃	原案可決
陳 23	江戸時代の会津藩では、藩士の心得と して什の掟を定め、その最後に締めく くりとして「ならぬことはならぬもの です」との言葉があり、先人の教えを 謙虚に学ぶ中で、自民党派閥の政治資 金パーティー裏金事件で、約5,100万 円を政治資金収支報告書に記載しなか ったとして、政治資金規正法違反(虚 偽記載)罪に問われた大野泰正元参院 議員の公判が東京地裁で行われ、旧安 倍派の会計責任者が証人として出廷 し、政治資金パーティー収入の還流再 開を要望した人物が下村博文元政調会 長であったと、勇気を持って証言され たこと、世耕弘成元経済産業相が、旧 安倍派の会計責任者へのショートメー ルで“議員側のセミナーやパーティー の収入に上乘せして計上する”との工 作方法を指南していたことが明らか になったことを受け、旧安倍派の裏金シ ステム全体像を把握されていると推察 される森喜朗元総理と、下村博文元政 調会長、世耕弘成元経済産業相の国会 への証人喚問を求める意見書の提出を 国に求める事に関する陳情	総文	12月10日	不採択	12月19日	不採択
陳 24	国立市内の小・中・高・特別支援学校 における「いじめ」をなくす取り組み に関する陳情	〃	〃	〃	〃	〃
陳 25	公益通報対応体制の整備その他の必要 な措置等に関する陳情	〃	〃	〃	〃	〃
陳 26	国民健康保険税に関する陳情	福保	12月12日	〃	〃	〃

1. 人事案件について

(1) 国立市教育委員会委員の任命に伴う同意について

無記名投票の結果、同意と決定した。(佐伯真由美)

投票用紙配付枚数	20枚
投票総数	20票
同意	19票
不同意	1票(うち白票1票)

(2) 国立市固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

無記名投票の結果、同意と決定した。(秋山一弘)

投票用紙配付枚数	20枚
投票総数	20票
同意	20票
不同意	0票

2. その他

(1) 発言の取消しについて

12月4日(木)の本会議において、石井伸之議員より口頭で、同日の本会議の発言について、一部発言取消しの申出があり、議長がこれを同日の本会議に諮り、異議なく許可した。

(2) 一般質問通告の取下げについて

12月8日(月)の本会議において、上村和子議員より「一般質問通告の取下げについて」の届出があったことを議長が報告した。

○各常任委員会での報告事項

(1) 総務文教委員会

- ・(仮称)国立市ソーシャル・インクルージョン推進計画～人権・平和のまちづくりを総合的に推進するために～(素案)について

(2) 建設環境委員会

- ・国立市下水道事業経営戦略の改定案について
- ・矢川駅周辺まちづくりについて

(3) 福祉保険委員会

- ・令和8・9年度の後期高齢者医療保険料について

令和8年第1回臨時会の付議事件と審議結果

令和8年第1回臨時会は2月5日(木)の会期1日間で開かれ、その審議結果は次のとおりです。

議案 番号	件 名	委 員 会			本会議	
		審査月日		審査結果	議決月日	議決結果
1	専決処分事項の報告及び承認について	—	—	—	2月5日	承 認
2	令和7年度国立市一般会計補正予算 (第9号)案	—	—	—	〃	原案可決

1. その他

(1) 報告第1号 専決処分事項の報告について

2月5日(木)の本会議において、地方自治法第180条第2項の規定により報告を受け、受理した。

広 報 委 員 会

1. 日 時 12月22日(月) 午後1時30分
2. 場 所 委員会室
3. 議 題 (1) 議会だよりNo.278号の編集確認について

-
1. 日 時 1月15日(木) 午後3時00分
 2. 場 所 委員会室
 3. 議 題 (1) 議会だよりNo.278号の編集確認について

広 聴 委 員 会

1. 日 時 12月19日(金) 午後4時15分
2. 場 所 議会応接室
3. 議 題 (1) 令和7年11月開催国立市議会意見交換会 IN 農業まつりの報告等について
(2) 広聴委員会の今後の活動について

総務文教委員会行政視察報告

令和8年2月3日

総務文教委員長 上村 和子

副委員長 稗田 美菜子

1. 日 時 令和8年1月27日（火）～28日（水）

2. 視察先及び視察内容

(1) 1月27日（火）山梨県富士山科学研究所：

富士山噴火時の東京都の多摩地区への影響と防災・減災にむけて自治体が備えておくべきこと

(2) 1月28日（水）山梨県都留市：

大学との連携(大学コンソーシアムつる)について都留市の取組状況(成果と課題)

3. 参加者

委員長 上村 和子

副委員長 稗田 美菜子

委員 高柳 貴美代 遠藤 直弘 古濱 薫 青木 淳子 藤江 竜三

随 行 宮本 浩介

接 遇 者 1月27日（火）山梨県富士山科学研究所

山梨県富士山科学研究所富士山火山防災研究センター
主任研究員 本多 亮 氏

1月28日（水）都留市

都留市市議会 議長 奥秋 保 氏

都留市役所総務部企画課 課長補佐 森嶋昭人 氏

政策推進担当 リーダー 山口 涼 氏

都留市議会事務局 局長 佐藤好男 氏

都留文科大学 教授 鈴木健大 氏

4. 富士山噴火時の東京都の多摩地区への影響と防災・減災にむけて自治体が備えておくべきこと（山梨県富士山科学研究所）

(1) 視察の目的について

富士山が噴火した際の降灰の状況等を知り、国立市の防災・減災対策の参考とする

(2) 視察の概要について

① 視察施設の概要について

平成9年に開所された「山梨県環境科学研究所」が前身で平成26年4月に「山梨県富士山科学研究所」に改められた、富士山を重点的に研究する機関として山梨県が整備した施設。

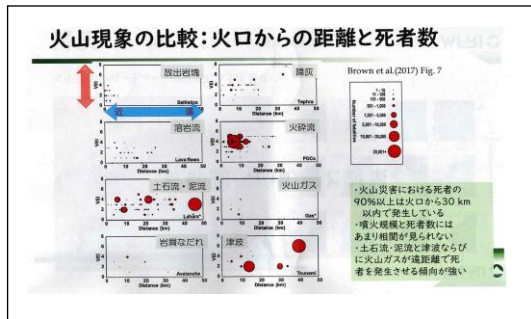
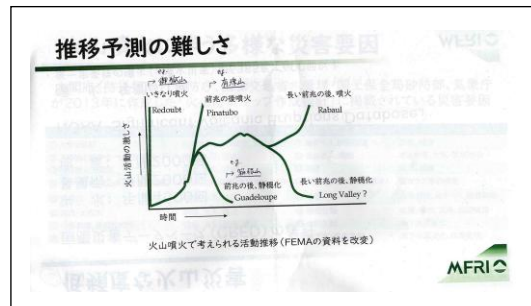
② 視察の流れについて

本多主任研究員から富士山噴火時の東京都の多摩地区への影響と防災・減災にむけて自治体が備えておくべきことについて講義を受けた後、施設を見学した。

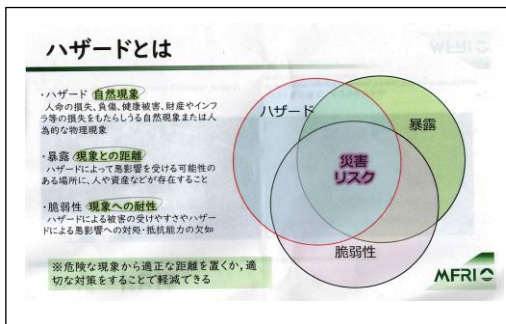
(3) 調査事項について

■火山被害の特徴

- 火山災害要因は約 16 種類と多様
 - 現象は長期化・広域化する場合があります
 - 発生頻度は低いが社会的影響は極めて大きい
 - 洪水：約 4,500 回/年
 - 暴風雨：約 2,000 回/年
 - 地震：約 2,000 回/年
 - 噴火：約 0.1 回/年（災害規模）
 - 必ずしも周期性はなく、「未遂」でも社会影響が生じる
 - 現象が順番に進まないため推移予測が難しい
 - 前駆現象が観測される場合が多い
 - 大規模噴火でも適切な対応により死者ゼロも可能
- ➔ 適切な行動により命を守ることができる



■富士山の火山ハザードの考え方



➔富士山のハザードマップは、自然現象の到達範囲 (ハザード) を示すもの。



■地域別の主なリスク

- 山麓・山間部：溶岩流・火砕流・噴石
- 周辺山地：降灰後土石流
- 首都圏・平野部：降灰による都市

機能障害

➔ 行政区域ではなく地域特性ごとの対策が必要

■首都圏に及ぶ主な影響（降灰）

① 交通機能

- 道路：視界不良・スリップ・通行不能
- 鉄道：信号不具合・ポイント障害
- 航空：エンジン障害・欠航
- 港湾・船舶：航行障害

② ライフライン

- 電力：絶縁破壊による停電
- 上下水道：排水詰まり・機能停止
- 通信：設備障害・通信不安定

③ 建物・設備

- 屋根荷重による損壊
- 空調・精密機器の故障
- IT 機器障害

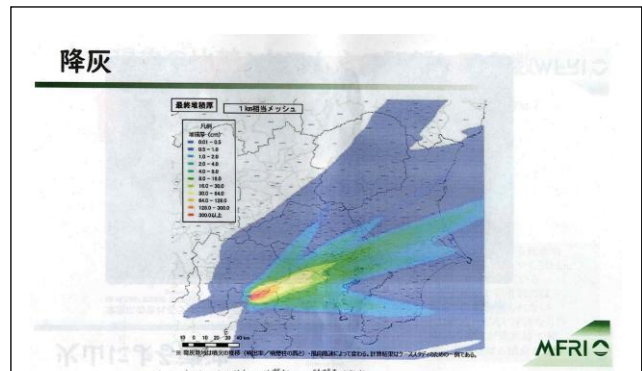
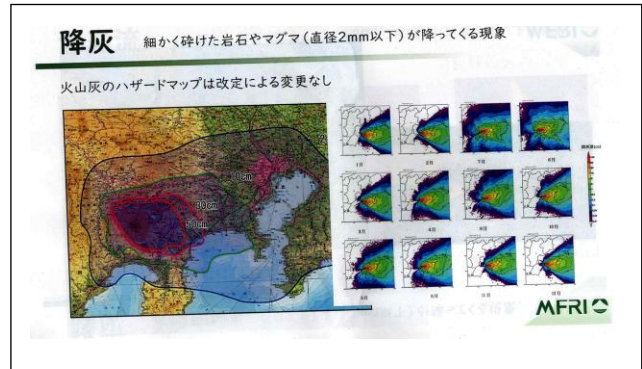
④ 農林水産業

- 農作物被害
- 家畜への影響
- 森林・水産環境の悪化

⑤ 健康・生活

- 目・喉・呼吸器への刺激
- 生活環境の悪化

➔ 降灰は都市機能全体を停止させる可能性



生命に関わる降灰の影響

表 2-18 いのちを守るために考慮すべき降灰により生じる現象

項目	概要
1 火災	降灰や小さな噴石が高温のまま堆積すると発火し火災が発生することがある。
2 家屋倒壊	降雨時30cm以上の降灰堆積厚で木造家屋が重みで倒壊する可能性があると考えられるが、荷重に対する基準値は地域ごとに異なり、また、家屋の形状等によっても耐力が異なる。降灰堆積厚30cmを超えても、木造家屋が直ちに倒壊・損傷するものではないが、屋根等に厚く火山灰が積もっている場合、建物の耐力が落ちて噴火に伴う地震の揺れに耐えられない可能性もあるので、きしみや歪みの発生に注意する。
3 断水	河川水を源水とするエリアでは、少量の降灰にでも水質が悪化し、水道水が飲用不適または断水となる可能性がある。なお、地下水を原水とするエリアでは影響が少ないと考えられるが、停電が生じた場合は浄水場及び配水施設が停止するため、河川水、地下水の別なく断水が生じる可能性がある。
4 停電	降雨時に電線の絶縁低下による停電が発生する可能性がある。また、火山灰が付着した樹木が重さに耐えきれずに倒れたり、枝が折れたりし、近隣の電線を切って停電に至る場合がある。降灰のため火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等により発電力が低下する。電力供給量の低下が著しく、必要な供給力が確保しきれない場合、停電に至る。
5 物資	道路の交通支障による物資の配送困難、店舗の営業困難により、生活物資・医療物資の入手が困難となる可能性
6 降灰後土石流	1cm以上の降灰が生じ、1時間あたり10mm程度の降雨があると土石流が発生する可能性がある。10cm以上の降灰が生じると被害が拡大するおそれがあるため、特に注意が必要である。降灰が生じた地域では、国土交通省による緊急調査が行われるが、調査結果が出るまでに時間を要する場合があるため、降灰後、降雨のおそれが生じた場合は、速やかに避難する必要がある。

富士山避難基本計画



■火山防災の課題

防災教育の難しさ

- 発生頻度が低く危機意識が維持されにくい
- ➔ 山梨県では教員研修により防災教育を推進

■被害想定データの不足

- 火山灰走行実験の実施（国交省協力）
- 木造住宅への影響評価の研究進行中
- ➔ 科学的知見の蓄積と体験的理解の促進が重要

■まとめ

- 火山現象は多様で、速度・温度・到達距離が異なる
- ➔ 危険域では避難が最も有効な命を守る手段。
- 火山からの距離、現象の種類、対象者属性により行動が異なる
- 正確な情報の入手と適切な行動が被害軽減の鍵

■考 察

- 広域降灰を想定した都市機能維持対策の強化
- ライフライン停止を前提とした危機管理計画の整備
- 市民への実践的防災教育の推進
- ハザードマップの周知と活用促進
- 科学的データ蓄積と実証研究の支援
- ➔ 低頻度だが、生活に大きな影響が出る災害として備える必要がある

火山災害は発生頻度こそ低いものの、現象の多様性・広域性・長期化という特徴を持ち、都市機能や社会経済活動に甚大な影響を及ぼす災害であることがわかりました。特に富士山の噴火では、首都圏における広域降灰によって交通・電力・通信・物流など社会基盤が停止する可能性がある。また、火山現象は必ずしも段階的に進行せず、災害の推移予測が難しいという

特性を持つ。一方で、前駆現象の観測やハザードマップの活用により、適切な避難行動と事前対策を講じることで人的被害を大きく軽減できる点は重要である。

今後の防災対策においては、国立市におけるリスク理解の市民的普及、降灰を含む都市機能停止への備え、防災教育の充実が重要だと思いました。火山災害は「起きてから対応する災害」ではなく、正確な情報に基づく事前準備と適切な行動によって被害を最小化できる災害として捉え、今後の防災対策に役立てていきたい。



■ 富士山科学研究所にて



■ 富士山科学研究所にて

5. 大学との連携（大学コンソーシアムつる）について都留市の取組状況（成果と課題）（都留市）

（1）視察の目的について

市内に大学・専門学校・高等学校等、多くの学校が存在する国立市における今後の学校との連携の在り方について研究する。

また、多くの学生が公務員として就職する都留文科大学の人材育成について研究する。

（2）視察の概要について

① 視察市の概要について

都留市：市制施行 昭和 24 年（1954 年）4 月 29 日

人口 31,016 人 世帯数 14,044 世帯 面積 161.63 km²

（令和 2 年（2,020 年）国勢調査時点）

② 視察の流れについて

市議会議長奥秋保氏よりあいさつを受けた後、つるフィールドミュージアムにて市の職員から大学コンソーシアムつるについて概要、取組、都留文科大学の鈴木健大教授から地域交流研究センターの取組等の説明を受けた。その後、つるフィールドミュージアムを見学した。

（3）調査事項について

① 行政としての取組の概要

i. 都留市の人口は 31016 人、内、都留文科大学（公立）3463 人、健康科学大学（私立）290 人。

※都留市は住民の約 8 人に 1 人（12%）が大学生。結果 10 代後半から 20 代前半の若い人が多く暮らすまち。偶然そうなのではなく、そういう教育を中心にすえたまちをつくってきた歴史がある。

ii. 都留文科大学について

2025 年に、前身の都留市立短期大学から数えて創立 70 周年を迎えた公立文系大学（2009 年に法人化により市立大学から公立大学になる）。入学試験会場を全国に開設している全国的にみても、公立大学としては先駆的取組を行っている。

※ 昔から都留市には寺子屋文化があり、住民の強い要望で、4 年制大学として残ったと聞いた。大学生に部屋を貸すなど学生に優しい文化があるとのこと。文教都市としての風土があるということでは国立市と似ている。

大学コンソーシアムにつながるものとして、前市長時代から 10 年以上にわたって取り組んできた「生涯活躍のまち・つる事業」がある。

※生涯活躍のまちとは：地方創生が始まった 2014 年に国によって「日本版 CCRC（continuing care retirement community）」として定義された。現在では高齢者の継続的なケアを受けられるコミュニティづくりから発展して、年代や性別、障害の有無などにかかわらず、その地に生きる方が、生涯にわたって自分らしく活躍できるまちづくりとして「全世代全員活躍型生涯活躍のまち」や「ごちゃまぜのコミュニティ」などと呼ばれている。

多様な形で中高年齢者のみならず、多様な「ひと」を呼び込み、地域が活性化、誰もが居場所と役割を持って活躍できる「ごちゃまぜのコミュニティ」形成されつつある。

こうしたまちづくり政策を実施する際に、他の地方自治体にはない独自の強みとして「大学連携」を念頭に取り組んでいる。

iii. 大学コンソーシアム・つるについて

2015年10月に都留市と市内3大学(都留文科大学、健康科学大学看護学部、県立産業技術短期大学)により設立。

(設立趣旨書抜粋) 都留市と3大学は相互に連携体制のもと、教育研究の高度化、伸展化を図り、学生を含むすべての市民に対し、より価値が高い学習活動の場を提供するとともに、社会の成熟化に伴う学習需要の増大や急激な社会変化に対応するための生涯学習、産官学民の地域交流の推進などを図り、更には3大学間における相互練磨をおこなうことにより、それぞれがより一層、特色と魅力あふれる教育機関となることを目指す。

iv. 政策上の大学連携の位置づけ

都留市の市政運営の最上位計画である第6次都留市長期総合計画において、大学連携についてはリーディングプロジェクトに位置づけられ、教育分野での施策の最初にも「大学等と連携した教育施策の展開」があり、まちづくり全般で大学等とのかかわりを重要視している。

リーディングプロジェクトとは：計画に記載されている各事業をリードし持続可能なまちづくりに対して大きな役割を担う、特に重要であると考えられる事業

v. 各課と大学の連携協力事業の具体例

※学校ごとの強みを生かした事業を実施している。

- ・産業技術短期大学…「のびのび興譲館」(LED工作)、「シリウスカレッジ」(地場産業について、大人大学)
- ・都留文科大学…「こども公開講座」VR体験
- ・健康科学大学…都留市防災訓練(地元住民との訓練)

富士急行株式会社と都留文科大学との持続可能な地域づくりの推進に関する連携協定締結…公共交通機関を活用した地域活性化のゼミなど

(例) 谷村町駅舎を活用した地域づくり拠点「ぷらっとハウス」

学生が作成した英語版サイクルマップ

他に、「探求型学習」を柱にする都留市の新しい教育環境の構築をめざす「学びのみらいづくり事業」実施…つるラボ

学生起業

学生運営 café

vi. 都留市として考える成果と課題

成果…市としては、教育や地域活性、防災等の幅広い分野で高等教育機関の人的資源(学生や教員)を活用することができた。市民にとっては、市内に大学

があることのメリットを直接受けることができた。学校間の交流や情報共有・情報発信が円滑になった。

課題…まちづくりの観点では人口増加には至らなかった。(大学連携だけではなく、よりマクロな視点での問題ではあるが)

設立から10年以上が経過し、組織体としての活動内容の見直しを検討すべき時期か。(担当者私見)

② 都留文科大学の都留市との連携について（教養学部地域社会学科教授・地域交流研究センター長 鈴木健大氏）

- これまで様々なところで様々な大学生に出会って感じることは、自分のキャリアや、何が幸せなのか考えられない、迷っている様に感じる。その原因の一つに、家族形態や働き方の変化で、働く大人の背中を子どもが見る機会が減っていることがあるのではないか。そこで、地域で働くってこういうことか、地域で暮らすとはこういうことかを実感できるよう、地域で生き生きと働く大人の背中を見せたいと思っている。
- 鈴木教授が担当する授業・ゼミでは地域(市民・自治体・企業)と連携し、地域再生を目指して、社会をフィールドに PBL(project／problem based learning)課題解決型学習にとりくんでいることも大きな特徴。講義科目では「自治体経営論」を通じて私たちの現代社会を支えるしくみを学び、「NGO/NPO 論」「都市・地域再生論」を通じて地域再生の具体的な手法を学ぶ。ゲストスピーカーを招いたりグループワークを導入している。
- 演習科目ゼミでは「地域再生」及び「観光」の2つのテーマについて、地域と連携し、PBL による実践活動を通じた政策立案に取り組む。これらの授業・ゼミでは地域・大学生が共に学びあう「co-learning」の機会の創出も目指す。
- 授業を通して目指す人材像：社会の課題を自ら発見することができ、その解決に向けて、仲間と共に研鑽を積みながら、解決に向けた行動ができる人材を目指す。次代の社会のイノベーター、ゲームチェンジャー、リーダーになって欲しいと考える。

i. 主な連携団体(2025年4月9日現在)

- ・講義科目では
財務省、山梨県、都留市、上野原市、道志村、NPO 団体、地域ベンチャーなど
- ・演習科目では
富士急行株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、都留市、上野原市、大月市、道志村、山梨県

ii. 学生にとっての PBL の授業効果(効果の向上が顕著な分野)

- ・課題発見力・課題解決力
- ・主体的な姿勢
- ・コミュニケーション力

・地域への関心、理解、愛着

iii. 就職実績

※行政はおもしろいと感じる学生が多く、直近3年間のゼミ卒業生の55%が公務員に就職している。

iv. 質疑応答

Q 大学コンソーシアム、素晴らしい実践だが、これは市長の政策で始まったのか？

A これまで長年行政の現場で積み上げてきた実践から生まれたもの。

Q メディアとか何かにつけて都留文科大学の名前を聞く。国立に小鳥書房があり、そのインターンにきたのが都留文科大学の学生だった。都留文科大学には全国から若者がやってくるが、その秘訣は？

A 北海道から沖縄まで、全国に17の試験会場を開設。半分が推薦なので学校の取組に対して当初から意欲を持った学生が多い。

都留文科大学はもともと県立の教員を育成する学校であったが、一回、県が閉じようとした時に、「都留は教育のまちだ」の住民の声が出て市立校として存続された。その背景には都留市はお寺が多く寺子屋文化が発達していたこともあり、教育に関心が高い地域性がある。その地域性が学生を受け入れ、暮らしやすい環境をつくっているのではないかと思う。全国的に既に都留文科大学を卒業した教員が多くいることも、全国から集まってくる要因のひとつ。

Q 学生が地域に愛着を持つとか、課題を解決する力がつくとか、素晴らしいが、どうやって育ていったのか？きっかけは？先生がキーマンなのか？

A 学科再編によりフィールド系の強化が図られた。私が来る前から地域交流センターや富士急行との連携はあったので土壌はあったと思う。都留市にとっても企業側にも都留文科大学の学生は貴重な力であり、学校と地元と持ちつ持たれつの関係がある。



都留市の皆様と（づるフィールドミュージアムにて）



視察の様子（づるフィールドミュージアムにて）

自由民主党 会派視察報告書

1. 視察期間

令和8年2月16日（月）から2月17日（火）まで

2. 視察先及び視察事項

2月16日（月） 愛知県知多市

- 「朝倉駅周辺整備事業について」
- 「LINEを活用したオンライン申請ツールについて」

2月17日（火） 愛知県北名古屋市

- 「地域ぐるみで子どもを育てるコミュニティ・スクールについて」

3. 視察参加者：自民党所属議員

青木 建 石井 伸之 遠藤 直弘 高柳 貴美代 大谷 俊樹

○愛知県知多市

「朝倉駅周辺整備事業について」

「LINEを活用したオンライン申請ツールについて」

1. 日 時

令和8年2月16日（月曜日）午前10時～正午

2. 視察先： 愛知県知多市役所

3. 視察内容

（1）「朝倉駅周辺整備事業について」

朝倉駅周辺整備事業の位置付けは、平成30年3月に策定した「朝倉駅周辺整備基本構想」に遡ります。

朝倉駅周辺整備事業の対象地は、北街区、中街区、南街区の3つのエリアとしています。

北街区は、約33,000㎡で図書交流施設、子育て施設（屋内遊び場）、商業施設、オープンスペースが予定されています。

中街区は、約41,000㎡で駅前ロータリー、新市庁舎、新駅前立体駐車場、ホテルが予定されています。

南街区は、約8,100㎡で分譲マンションが建設予定です。

駅前公有地を利活用する機運が高まり、駅前周辺整備事業を進める原動力になりました。

駅前だけの賑わいに留まらず、市内全体の回遊性を高める手法を検討したいそうです。

ホテルはルートインが令和9年冬にオープン予定となっています。

中街区の市役所新庁舎は令和9年5月開庁に向けて、建設が進んでいます。

北街区の商業施設などについては、プランを公募することです。

子育て機能や図書交流機能については、「地域のたまり場」「気軽に足が向く場」「暮らしを楽しむ場」というコンセプトが掲げられています。

オープンスペースの活用については、民間事業者＝地域団体＝知多市が連携する中で、にぎわいの創出に向けて各種イベントを実施しています。

特に反対運動というものは無く、市長選挙後も重要な施策として推進しています。

事業費については以下の通りです。

- ・駅前ロータリーなど整備→7億6228万200円
- ・新市庁舎整備→約97億3000万円
- ・新駅前立体駐車場整備→約11億5000万円

なお、ホテル誘致については、新設交付金として固定資産税や都市計画税に相当する額を10年間交付し、運営交付金として下水道使用料に相当する額を10年間交付するそうです。

駅周辺整備事業の視察を受けて感じたことは、決して揺らがない信念を構築する為に、着実に一步一步事業を前に進めていたことではないでしょうか？

ダッチロールを繰り返して、事業が二転三転する駅前周辺整備事業では、結果的に私達市民の税金が十分に活用されず物事が前に進みません。

今後の整備が予定される矢川駅・谷保駅の周辺整備事業の着実な進展に向けて、本日の視察を活かして行きます。

(2) 「LINEを活用したオンライン申請ツールについて」

<概要>

市公式LINEから各種手続を行う機能を備えたオンライン申請ツールで、主な機能として通報・予約・申請機能とセグメント配信機能があり、利用者は知多市の公式LINEで友だち登録することで、利用することができる。

<導入意義>

知多市ではこれまでも「あいち電子申請システム」を活用し、行政手続きのオンライン化を推進してきたが、幅広い年齢層に利用されているLINEを活用することで、更なる市民サービスの向上に資する。

<事業予算>

- ・令和7年度 2,138,400円

内訳 基本料金 130,000円×12か月＝1,560,000円

ライセンス料 4,000円×8ライセンス×12か月=384,000円
合計(税抜) 1,944,000円
(税込) 2,138,000円



○愛知県北名古屋市 「地域ぐるみで子どもを育てるコミュニティ・スクールについて」

1. 日 時
令和8年2月17日(火曜日) 午前10:00～
2. 視察先: 愛知県北名古屋市役所
3. 司会進行
北名古屋市議会事務局議事課長 豊吉佳子様
4. 視察進行
北名古屋市議会運営委員会委員長、福岡 康様、及び北名古屋市議会予算決算常任委員会委員長、神田 薫様により、歓迎のご挨拶を頂いた後、青木幹事長より御礼のご挨拶を致しました。
5. 視察事項
「地域ぐるみで子どもを育てるコミュニティ・スクールについて」
説明及び質疑応答
教育委員会教育部次長兼学校教育課長 高橋 真人 様

教育委員会教育部学校教育課教育指導員 尾崎 洋志 様
教育委員会教育部生涯学習課書記 村瀬 公平 様

北名古屋市の概要

位置：愛知県の北西部に位置し東西約6 km、南北約4 km、ほぼ全域が名古屋市の都心部から10 km圏内に位置している。

面積：18,37 km²

人口：85,943人 38,533世帯

1、市民協働による学び支援推進事業と北名古屋市版コミュニティ・スクール

特 徴

北名古屋市では、「市民協働のまちづくり」が施策の柱の一つとして掲げられ、市民協働の担い手や推進組織等の育成に取り組んでいる。教育においては、「市民協働による学び支援推進事業」により、平成24年4月に学校と家庭・地域の協働による国の「地域とともにある学校」を活用して、コミュニティ・スクールとしての新しい仕組みづくりに踏み出した。

平成28年4月、学校支援地域本部を基盤に「連携・協働」「総合化・ネットワーク化」の体制整備が進んできたことから、「北名古屋市学校支援地域本部」を「北名古屋市地域学校協働本部」へと発展させた。

平成29年度からは、地域が目指す子ども像や学校・家庭・地域の役割などを話し合う学校運営協議会と、地域が学校と連携・協働して子どもの教育を支えていく地域学校協働本部を一体化し、北名古屋市独自の「北名古屋市版コミュニティ・スクール」が進められている。

なお、「市民協働による学び支援推進事業」の一環として、「地域未来塾」にあたるアフタースクール教室による学習支援にも取り組んでいる。また、平成28年度に4小学校に開設された放課後子ども教室は、平成29年度には全小学校に広がり、「放課後子ども教室運営委員会」を通してNPO団体に教室運営を委ね、児童クラブと一体化した運営が進められている。学習活動、自主的な遊び、地域の方を講師として招いて行う様々な体験・交流活動が実施内容となっている。

市民協働による学び支援推進事業「市民協働のまちづくり」を教育の分野において推進していく。目的は、「生きぬく力・学力の向上—子どもたちの夢に向かって生きぬく力・学力を育む—」であり、成し遂げていく取組を通して、家庭の「教育力」の向上、地域の「絆」の強化を目指す。

CS導入から10年の振り返り

※軌道に乗るまでが大切。まずは、管理職がやってみる。準備期間は2～3年間。

※長のリーダーシップが重要。現状を的確に把握しながら、チャレンジ精神を持ち続ける。管理職だけが関わる CS にならないために、環境を整え、全職員にCSの進捗状況を絶えず伝えることが大切。

※持続可能なCSの実現。スムーズな学校運営協議会委員の世代交代が大切。30年後の学校の姿を描きながら、子どもが親となり、我が子の学校ために支援ボランティアとして戻ってくることを期待している。



議 長 会 の 動 き

東京都市議会議長会 2月定例総会

日 時 令和8年2月13日(金) 午後3時00分
場 所 東京自治会館2階 大会議室

1. 報告事項

- | | |
|--|-------|
| (1) 会務報告 | 【了 承】 |
| (2) 全国市議会議長会第184回産業経済委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| (3) 全国市議会議長会第184回社会文教委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| (4) 全国市議会議長会第172回地方行政委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| (5) 全国市議会議長会第184回建設運輸委員会の会議結果について | 【了 承】 |
| (6) 北方領土の返還を求める都民会議 令和7年度第2回理事会の
会議結果について | 【了 承】 |
| (7) 第251回東京都都市計画審議会の会議結果について | 【了 承】 |
| (8) 関東市議会議長会第2回支部長会議の会議結果について | 【了 承】 |
| (9) 全国市議会議長会第243回理事会及び第121回評議員会合同会議の
会議結果について | 【了 承】 |
| (10) 第252回東京都都市計画審議会の会議結果について | 【了 承】 |
| (11) 東京市町村総合事務組合議会令和8年第1回定例会の
会議結果について | 【了 承】 |

2. 協議事項

- | | |
|--|-------|
| (1) 都県提出議案について | 【承 認】 |
| (2) 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の
次期役員等の推薦について | 【承 認】 |

3. その他

- (1) 令和7年度東京都市議会議長会事業日程
- (2) 令和8年度東京都市議会議長会事業日程
- (3) その他

協 議 会 の 動 き

東京都三多摩地区消防運営協議会・第二部会

日 時 令和8年1月21日(水) 午後2時30分

場 所 東京自治会館 講堂

1. 議 題

- (1) 令和8年度消防委託事務について 【承 認】
(2) 令和8年度通常総会日程等について 【承 認】

三多摩上下水及び道路建設促進協議会 第3委員会

日 時 令和8年1月23日(金) 午前10時25分

場 所 東京自治会館 大会議室

1. 会務報告 【承 認】
2. 協議事項
(1) 令和7年度第3委員会報告書(案)について 【承 認】
(2) 令和8年度第3委員会運動方針(案)について 【承 認】
(3) 令和8年度第3委員会役員(正副委員長)の選出について 【承 認】
(4) その他 【な し】

三多摩上下水及び道路建設促進協議会 第1委員会

日 時 令和8年1月28日(水) 午前10時00分

場 所 東京自治会館 大会議室

1. 現況報告
(1) 東京都水道局の災害対策について
2. 会務報告 【承 認】
3. 議 題
(1) 令和7年度第1委員会報告書(案)について 【承 認】
(2) 令和8年度第1委員会運動方針(案)について 【承 認】
(3) 令和8年度第1委員会の役員(案)について 【承 認】
(4) その他

三多摩上下水及び道路建設促進協議会 第2委員会

日 時 令和8年1月30日(金) 午前10時25分

場 所 東京自治会館 大会議室

- | | |
|----------------------------|-------|
| 1. 会務報告 | 【承 認】 |
| 2. 協議事項 | |
| (1) 令和7年度第2委員会報告書(案)について | 【承 認】 |
| (2) 令和8年度第2委員会運動方針(案)について | 【承 認】 |
| (3) 令和8年度第2委員会正副委員長の選出について | 【承 認】 |
| (4) その他 | 【な し】 |

令和7年11月分例月出納検査等結果報告書

1 例月出納検査

(1) 種類

地方自治法第235条の2の規定による検査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和7年12月1日（月）から令和7年12月15日（月）まで

イ 実施

令和7年12月22日（月）

② 対象部局

会計管理者及び会計課、都市整備部下水道課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和7年11月分

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表（各会計分累計額）

エ 資金前渡精算整理表

オ 下水道事業会計（銀行預金別資金残高表、現預金出納簿、月次合計 残高試算表、資金予算表、予算執行状況表）

② 対象範囲

令和7年11月分

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計、各基金

ウ 歳入歳出外現金

エ 下水道事業会計

(4) 手続き

① 実施通知

令和7年12月1日（月）

② 資料提出期限

令和7年12月10日（水）

③ 事前調査

事務局による調査（前記のとおり）

④ 実施

監査委員による検査（前記のとおり）

⑤ 帳簿の突合

(5) 結果

① 概評

令和7年11月分の一般会計、各特別会計、歳入歳出外現金及び各基金並びに下水道事業会計に係る現金の出納状況について、国立市監査基準に則り、

先に提出された資料に基づき、出納簿、預金通帳、その他の諸帳簿を照合した結果は、次のとおりである。

ア 計数の正否

検査の結果、計数上の誤りは認められなかった。

イ 現金出納の状況

令和7年11月分

会 計 名	受入高 (円)	払出高 (円)	残高累計 (円)
一般会計	2,634,395,122	2,983,126,398	△ 225,212,405
国民健康保険特別会計	804,124,758	683,315,340	232,397,715
介護保険特別会計	992,922,056	554,475,720	526,400,543
後期高齢者医療特別会計	263,160,500	213,422,078	162,797,863
小 計	4,694,602,436	4,434,339,536	696,383,716
繰替運用	0	0	0
繰替使用	0	0	0
合 計	4,694,602,436	4,434,339,536	696,383,716
歳入歳出外現金	623,435,482	462,549,820	649,541,105

※歳入歳出外現金の残高累計には、令和6年度からの繰越分が含まれています。

ウ 予算に対する収入済額、収入率及び支出済額、執行率

令和7年11月分

会 計 名	予算現額(円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	予算現額(円)	支出済額 (円)	執行率 (%)
一般会計	41,289,340,831	20,467,160,387	49.57	41,289,340,831	20,692,372,792	50.12
国民健康保険特別会計	7,208,330,000	4,176,955,894	57.95	7,208,330,000	3,944,558,179	54.72
介護保険特別会計	6,971,038,000	4,498,376,137	64.53	6,971,038,000	3,971,975,594	56.98
後期高齢者医療特別会計	2,237,371,000	1,302,773,266	58.23	2,237,371,000	1,139,975,403	50.95
計	57,706,079,831	30,445,265,684	52.76	57,706,079,831	29,748,881,968	51.55

エ 下水道事業会計現金出納状況

令和7年11月分

	受 入 高 (円)	払 出 高 (円)	差引残高 (円)
前 月 末 累 計	2,166,897,252	1,903,946,449	262,950,803
当 月 分	75,817,432	44,870,834	30,946,598
累 計	2,242,714,684	1,948,817,283	293,897,401

- ② 個別事項
 - ア 指摘事項 なし
 - イ 要望事項 なし

2 随時監査

(1) 種 類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による監査

(2) 概 要

① 実施期間

ア 事前調査

令和7年12月1日(月)から令和7年12月15日(月)まで

イ 実 施

令和7年12月22日(月)

② 対象部局

議会事務局

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和7年度国立市一般会計(歳出)

国立市議会本会議場・委員会室会議システム機器購入(11月28日支払分)

予算科目 01.01.01.17(03)

支出額 43,670,000円

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実 施 通 知 令和7年12月1日(月)

② 資料提出期限 令和7年12月9日(火)

③ 事 前 調 査 事務局による調査(前記のとおり)

④ 実 施 監査委員による監査(前記のとおり)

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

① 共通事項

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 予算の執行の手続きは、適正か。
- ウ 決裁は、定められた手続きを経ているか。

② 個別事項

- ア 契約行為は、決められた手続きを経ているか。
- イ 機種を選定は、妥当か。
- ウ 機器の納入時期は、適切か。
- エ 備品登録は、適正に行われているか。
- オ 支払いは、適正な時期に行われているか。

(6) 結果

① 概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

② 個別事項

- ア 指摘事項 なし
- イ 要望事項 なし

以 上

令和7年12月分例月出納検査等結果報告書

1 例月出納検査

(1) 種類

地方自治法第235条の2の規定による検査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和8年1月5日（月）から令和8年1月15日（木）まで

イ 実施

令和8年1月20日（火）

② 対象部局

会計管理者及び会計課、都市整備部下水道課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和7年12月分

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表（各会計分累計額）

エ 資金前渡精算整理表

オ 下水道事業会計（銀行預金別資金残高表、現預金出納簿、月次合計残高試算表、資金予算表、予算執行状況表）

② 対象範囲

令和7年12月分

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計、各基金

ウ 歳入歳出外現金

エ 下水道事業会計

(4) 手続き

① 実施通知 令和8年1月5日（月）

② 資料提出期限 令和8年1月14日（水）

③ 事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実施 監査委員による検査（前記のとおり）

⑤ 帳簿の突合

(5) 結果

① 概評

令和7年12月分の一般会計、各特別会計、歳入歳出外現金及び各基金並びに下水道事業会計に係る現金の出納状況について、国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、出納簿、預金通帳、その他の諸帳簿を照合した結果は、次のとおりである。

ア 計数の正否

検査の結果、計数上の誤りは認められなかった。

イ 現金出納の状況

令和7年12月分

会 計 名	受入高 (円)	払出高 (円)	残高累計 (円)
一般会計	2,413,979,781	3,221,874,161	△ 1,033,106,785
国民健康保険特別会計	489,409,205	656,525,271	65,281,649
介護保険特別会計	361,902,659	583,900,706	304,402,496
後期高齢者医療特別会計	93,356,403	220,682,563	35,471,703
小 計	3,358,648,048	4,682,982,701	△ 627,950,937
繰替運用	0	0	0
繰替使用	700,000,000	0	700,000,000
合 計	4,058,648,048	4,682,982,701	72,049,063
歳入歳出外現金	260,277,540	838,259,325	71,559,320

※歳入歳出外現金の残高累計には、令和6年度からの繰越分が含まれています。

ウ 予算に対する収入済額、収入率及び支出済額、執行率

令和7年12月分

会 計 名	予算現額(円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	予算現額(円)	支出済額 (円)	執行率 (%)
一般会計	41,770,682,831	22,881,140,168	54.78	41,770,682,831	23,914,246,953	57.25
国民健康保険特別会計	7,290,254,000	4,666,365,099	64.01	7,290,254,000	4,601,083,450	63.11
介護保険特別会計	6,972,655,000	4,860,278,796	69.70	6,972,655,000	4,555,876,300	65.34
後期高齢者医療特別会計	2,240,718,000	1,396,129,669	62.31	2,240,718,000	1,360,657,966	60.72
計	58,274,309,831	33,803,913,732	58.01	58,274,309,831	34,431,864,669	59.09

エ 下水道事業会計現金出納状況

令和7年12月分

	受 入 高 (円)	払 出 高 (円)	差引残高 (円)
前 月 末 累 計	2,242,714,684	1,948,817,283	293,897,401
当 月 分	77,530,087	323,914,662	△ 246,384,575
累 計	2,320,244,771	2,272,731,945	47,512,826

- ② 個別事項
- ア 指摘事項 なし
- イ 要望事項 なし

2 随時監査

(1) 種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和 8 年 1 月 5 日（月）から令和 8 年 1 月 15 日（木）まで

イ 実施

令和 8 年 1 月 20 日（火）

② 対象部局

行政管理部職員課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

決算審査に係る要望事項の取組状況について

○ 働き方全般に対する制度や体制の見直し

② 対象範囲

ア 財務に関する事務の執行等

イ 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

(4) 手続き

① 実施通知 令和 8 年 1 月 5 日（月）

② 資料提出期限 令和 8 年 1 月 13 日（火）

③ 事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実施 監査委員による監査（前記のとおり）

国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

(5) 監査の着眼点

「働き方全般に対する制度や体制の見直し」の取り組みは行われているか。

(6) 結果

① 概評

対象事項を監査した結果、取り組みは行われていた。継続されたい。

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

以 上

令和8年1月分例月出納検査結果報告書

1 例月出納検査

(1) 種類

地方自治法第235条の2の規定による検査

(2) 概要

① 実施期間

ア 事前調査

令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）まで

イ 実施

令和8年2月20日（金）

② 対象部局

会計管理者及び会計課、都市整備部下水道課

(3) 対象事項及び範囲

① 対象事項

令和8年1月分

ア 歳計現金現在高報告書

イ 一般会計及び特別会計歳入歳出計算書

ウ 収支日計表（各会計分累計額）

エ 資金前渡精算整理表

オ 下水道事業会計（銀行預金別資金残高表、現預金出納簿、月次合計残高試算表、資金予算表、予算執行状況表）

② 対象範囲

令和8年1月分

ア 会計管理者の権限のうち現金の出納

イ 一般会計、各特別会計、各基金

ウ 歳入歳出外現金

エ 下水道事業会計

(4) 手続き

① 実施通知 令和8年2月2日（月）

② 資料提出期限 令和8年2月12日（木）

③ 事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

④ 実施 監査委員による検査（前記のとおり）

⑤ 帳簿の突合

(5) 結果

① 概評

令和8年1月分の一般会計、各特別会計、歳入歳出外現金及び各基金並びに下水道事業会計に係る現金の出納状況について、国立市監査基準に則り、先に提出された資料に基づき、出納簿、預金通帳、その他の諸帳簿を照合した結果は、次のとおりである。

ア 計数の正否

検査の結果、計数上の誤りは認められなかった。

イ 現金出納の状況

令和8年1月分

会 計 名	受入高 (円)	払出高 (円)	残高累計 (円)
一般会計	2,694,498,086	2,786,146,834	△ 1,124,755,533
国民健康保険特別会計	742,014,592	673,085,282	134,210,959
介護保険特別会計	575,047,160	573,027,133	306,422,523
後期高齢者医療特別会計	372,403,536	255,671,417	152,203,822
小 計	4,383,963,374	4,287,930,666	△ 531,918,229
繰替運用	0	0	0
繰替使用	△ 60,000,000	0	640,000,000
合 計	4,323,963,374	4,287,930,666	108,081,771
歳入歳出外現金	454,560,910	447,393,068	78,727,162

※歳入歳出外現金の残高累計には、令和6年度からの繰越分が含まれています。

ウ 予算に対する収入済額、収入率及び支出済額、執行率

令和8年1月分

会 計 名	予算現額(円)	収入済額 (円)	収入率 (%)	予算現額(円)	支出済額 (円)	執行率 (%)
一般会計	41,837,164,831	25,575,638,254	61.13	41,837,164,831	26,700,393,787	63.82
国民健康保険特別会計	7,290,254,000	5,408,379,691	74.19	7,290,254,000	5,274,168,732	72.35
介護保険特別会計	6,972,655,000	5,435,325,956	77.95	6,972,655,000	5,128,903,433	73.56
後期高齢者医療特別会計	2,240,718,000	1,768,533,205	78.93	2,240,718,000	1,616,329,383	72.13
計	58,340,791,831	38,187,877,106	65.46	58,340,791,831	38,719,795,335	66.37

エ 下水道事業会計現金出納状況

令和8年1月分

	受 入 高 (円)	払 出 高 (円)	差引残高 (円)
前 月 末 累 計	2,320,244,771	2,272,731,945	47,512,826
当 月 分	474,211,313	401,819,462	72,391,851
累 計	2,794,456,084	2,674,551,407	119,904,677

② 個別事項

ア 指摘事項 なし

イ 要望事項 なし

以 上

令和7年度第3回定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに国立市監査委員条例第2条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局

健康福祉部（しょうがいしゃ支援課、高齢者支援課）、会計課

3. 監査の範囲

令和7年4月1日から令和7年12月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4. 監査の期間

令和8年1月6日（火）～令和8年3月27日（金）

5. 説明等聴取及び実査日

令和8年2月5日（木）及び令和8年2月6日（金）

6. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2) 組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9) 業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 前渡金の管理が適正であるか。
- (12) 郵券類の管理が適正であるか。
- (13) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (14) 個人情報管理状況が適正であるか。
- (15) 備品の管理が適正であるか。
- (16) 車両等の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類を審査し、また、担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、健康福祉部（しょうがいしゃ支援課、高齢者支援課）、会計課を対象に、令和7年4月1日から令和7年12月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査委員の意見を以下に記す。

<意見>

(1) 会計課における業務改善の取り組み事例

当該部署は時間外勤務が少ない。この理由について聴取したところ、銀行業務のように平日日中に業務が集中していること、来庁者の窓口対応が少ないという特徴による影響も大きいとのことであったが、一方で庁内職員からの各種問い合わせや相談は多い部署であることが分かった。これに対して、以前はその都度職員が口頭で説明をしたり、個別に対応してきたが、非効率的であった。そこで、よく聞かれる質問を「FAQ集」のような形でまとめたり、処理手続きの段取りについてマニュアルを作成するなどして、統一した対応を誰もができるように工夫している。これらの資料データを一気に整備しようとするハードルが高く頓挫してしまうことから、問い合わせを受けるたびに少しずつ作成して積み重ね、知見の共有を図っている。

全庁的にマニュアルの未整備についてはよく耳にするところであるが、このように日々の業務のなかでできる所から徐々に構築していくことで、負荷を調整しながら着実に改善へ向けて着手していく実践例であった。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況（令和7年12月31日現在）

単位：人

部局内 課名	部長	課長 ・ 主幹	課長 補佐	係長 ・ 主査	主任	主事	会計 年度 任用 職員 1種	会計 年度 任用 職員 2種	合計
しょうがいしゃ 支援課		1		4	4	4	16		29
高齢者支援課		2	3	3	9	9	35		61
会計課	1		1	1	1	1	4	1	10

(2) 事務分掌

しょうがいしゃ支援課

手当・給付係

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護

給付費の支給に関すること。

- ② 心身障害者（児）に係る各種福祉手当に関すること。
- ③ 特殊疾病者等福祉手当に関すること。
- ④ 心身障害者（児）及び精神障害者在宅福祉に関すること。
- ⑤ 障害者福祉事業の予算、経理及び統計に関すること。
- ⑥ 障害者福祉施設に関すること。
- ⑦ その他障害者福祉に関すること。
- ⑧ 課内の庶務及び調整に関すること。

相談支援係

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく個別援護に関すること。
- ② 身体障害者福祉法に基づく個別援護に関すること。
- ③ 知的障害者福祉法に基づく個別援護に関すること。
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく個別援護及び医療保護入院の市長同意に関すること。
- ⑤ 戦傷病者特別援護法に基づく補装具支給修理に関すること。
- ⑥ 障害支援区分等認定審査会の運営に関すること。
- ⑦ 指定相談支援事業所に関すること。

高齢者支援課

介護保険係

- ① 介護保険の介護報酬の支払に関すること。
- ② 介護保険の保険給付に関すること。
- ③ 介護保険料の賦課、徴収、減免及び還付に関すること。
- ④ 高額介護サービス費の支給に関すること。
- ⑤ 指定事業者に関すること。
- ⑥ 基準該当事業者に関すること。
- ⑦ 介護保険事業計画に関すること。
- ⑧ 介護保険運営協議会に関すること。
- ⑨ 介護保険の統計及び報告に関すること。
- ⑩ 介護保険特別会計の予算及び決算に関すること。
- ⑪ 介護保険被保険者の資格取得及び資格喪失に関すること。
- ⑫ 介護認定に関すること。
- ⑬ 介護認定審査会に関すること。
- ⑭ 課内の庶務及び調整に関すること。

高齢者支援係

- ① 老人福祉法に基づく個別援護の経理及び統計に関すること。
- ② 高齢者在宅福祉事業に関すること。
- ③ デイホーム事業に関すること。

- ④ 高齢者在宅サービスセンターの運営に関する事。
- ⑤ 老人クラブに関する事。
- ⑥ その他高齢者福祉に関する事。

地域包括支援センター

- ① 地域包括ケア体制構築に関する事。
- ② 在宅療養の相談及び在宅療養専門指導医に関する事。
- ③ 高齢者の総合相談及び実態把握に関する事。
- ④ 高齢者の医療介護の連携に関する事。
- ⑤ 高齢者の権利擁護及び虐待に関する事。
- ⑥ 介護支援専門員への支援に関する事。
- ⑦ 介護保険要支援認定者への予防給付に関する事。
- ⑧ 高齢者の介護予防に関する事。
- ⑨ 老人福祉法に基づく個別援護に関する事。

会計課

出納係

- ① 現金の出納及び保管に関する事。
- ② 小切手の振出しに関する事。
- ③ 有価証券等の出納及び保管に関する事。
- ④ 物品の出納及び保管に関する事。
- ⑤ 現金及び財産の記録管理に関する事。
- ⑥ 決算の調製及び提出に関する事。
- ⑦ 金銭出納員、物品出納員、現金取扱員、物品取扱主任の出納事務の検査に関する事。
- ⑧ 課内の庶務及び調整に関する事。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、会計管理者の権限に属する事務に関する事。

審査係

- ① 歳入調定及び支出命令の審査に関する事。
- ② 支出負担行為の確認に関する事。
- ③ 指定金融機関等に関する事。

以上

12月・1月・2月新着図書・資料の紹介

○ 新着図書

書名	著者	出版社
ポストコロナ時代の自治体議会改革講義	高沖 秀宣	東京法令出版
地方議会議員ハンドブック 第12次改訂新版	全国市議会議長会	ぎょうせい
議員必携 第12次改訂新版	全国町村議会議長会	学陽書房
実務者のための著作権ハンドブック(新版)	池村聡、小坂準紀、澤田将史	著作権情報センター

○ 資料

地方議会人	12月号・1月号・2月号	中央文化社
ガバナンス	12月号・1月号・2月号	ぎょうせい
自治実務セミナー	1月号・2月号・3月号	第一法規

くにたち市議会

令和7年 12月

令和8年 1月

令和8年 2月

No.459

発行 国立市議会事務局

TEL 042-576-2111